

株 主 各 位

石川県金沢市玉鉾 4 丁目 111 番地

倉庫精練株式会社

代表取締役社長 小 川 直 人

第 159 期定時株主総会招集ご通知における インターネット開示情報 (法令及び定款に基づくみなし情報提供事項)

第 159 期定時株主総会招集ご通知の添付書類のうち、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した計算書類及び連結計算書類の一部であります。なお、法令及び当社定款第 15 条の規定に基づき、第 159 期定時株主総会招集ご通知の添付書類のうち、当社ウェブサイト (<http://www.soko.co.jp/ir/index.html>) に掲載することにより、当該添付書類から記載を省略した事項は、次のとおりでありますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

事業報告の以下の事項

1. 社外役員に関する事項
2. 会計監査人の状況
3. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
4. 株式会社の支配に関する基本方針

計算書類の以下の事項

- I. 連結注記表
- II. 個別注記表

以 上

事業報告に関する事項

1. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

監査役福島理夫氏は、福島印刷株式会社の代表取締役であり、同社は当社と印刷物販売の取引があります。

監査役辰川伸一氏は、北陸通信工業株式会社の代表取締役であり、同社は当社と通信設備等の保守点検契約を締結しております。

(2) 当該事業年度における活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
監査役	福島理夫	当期開催の取締役会 15 回のうち7回出席し、また当期開催の監査役会 5 回のうち全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適時行っております。
監査役	辰川伸一	当期開催の取締役会 15 回のうち7回出席し、また当期開催の監査役会 5 回のうち全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適時行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

2. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 14,000 千円

② 当社と子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 14,000 千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、

①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると判断した時は、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任若しくは不再任の決定を行う方針です。

3. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は企業が存続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、すべての役員及び従業員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めます。そのためには、すべての役員及び従業員に対するコンプライアンスの推進、教育、研修に努めます。また、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の防止と早期発見のために従業員が取締役及び監査役に直接通報する内部通報制度を設けています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や稟議書等の文書については、明瞭性の原則と社内規定に則り、作成、保存、管理しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

環境、災害、品質等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの設定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応する責任者を定めています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

合理的な経営管理体制を確立するために取締役の職務権限と担当業務を明確にし、取締役の職務遂行の効率性を確保しています。

経営計画を達成するため、目標の明確な付与、採算の徹底を図るために、全社及び各事業部の年度目標を策定し、それに基づく業務管理を行っています。

主要事項の審議、決定をするために、取締役会を3ヵ月に1回以上開催しています。

各部門の業務進捗状況や課題を報告、協議するために部門責任者による部門長会議を月1回開催しています。また、すべての部門におけるIT環境を見直して、効率性、信頼性の確保に努めています。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関連会社の役員を含めた情報の交換等連携体制の確立を図っています。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助すべき従業員を置くものとします。なお、当該従業員の異動等については事前に監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保します。

(7) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会・取締役経営会議・役員会議等に出席できるほか、重要事項の報告を受けられる体制を確保し、監査役としての監視、検証の役割と責任が果たせるようにしています。また、内部通報制度による従業員から取締役に寄せられた情報については社長へ報告すると同時に他の監査役にも報告することとしています。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

社長と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもつとともに内部監査のため内部監査室を設置しています。なお、内部監査室長は監査役に対する適時適切な報告義務と緊密な連携を保つよう努めなければならない旨を定め、監査役の監査の実効性を確保しています。

4. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

計算書類に関する事項

I. 連結注記表

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項]

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

株式会社ソーコ流通サービス、コーコク機械株式会社、株式会社サンエス

- (2) 非連結子会社の名称

有限会社ソーコサービス

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の会社数及び会社名

持分法を適用した関連会社数 1社

株式会社キョクソー

- (2) 持分法を適用しない会社名及び理由

有限会社ソーコサービス

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日はすべて連結決算日と同一であります。

4. 会計処理基準に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。但し、仕掛品、製品は総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な固定資産の償却方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

建物は定額法、建物以外は定率法によっております。

また、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産のうち償却可能限度額までの償却が終了しているものについては、残存価額を 5 年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 3 月 31 日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため将来の支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

負ののれんは、20年間で均等償却しております。

5. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

該当事項はありません。

6. 追加情報

(1) 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

7. 連結貸借対照表の注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 12,534,396千円

(2) 期末日満期手形の会計処理

当連結会計年度末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
受取手形	29,480千円
支払手形	118,324 "

8. 連結損益計算書の注記

事業再編損の内訳は次の通りであります。

	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
特別退職金	130,407千円
移設撤去費用	205,738 "
たな卸資産処分損	7,853 "
合計	343,999千円

9. 連結株主資本等変動計算書の注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	10,120,000	—	—	10,120,000

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	33,660	2,254,100	—	2,287,760

増加数の内訳は次の通りであります。

平成23年6月29日開催の株主総会決議に基づく自己株の取得	1,870,000株
平成23年9月30日開催の取締役会決議に基づく自己株の取得	298,000株
平成24年1月31日開催の取締役会決議に基づく自己株の取得	84,000株
単元未満株の買取	2,100株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	35,315	3.5	平成23年3月31日	平成23年6月30日
平成23年11月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	20,550	2.5	平成23年9月30日	平成23年12月5日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	19,590	2.5	平成24年3月31日	平成24年6月29日

10. 金融商品の注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当企業グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行からの借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、定期的に事業部へ報告され、個別に把握及び対応を行う

体制としております。また投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、定期的に時価を把握することにより管理を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)に晒されておりますが、当社では、月次に資金繰表を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成 24 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注 2)を参照ください。）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	922,206	922,206	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,310,510	1,310,510	—
(3) 投資有価証券	583,370	583,370	—
資産計	2,816,088	2,816,088	—
(1) 支払手形及び買掛金	845,602	845,602	—
(2) 1年内返済予定の長期借入金	171,240	171,240	—
(3) リース債務(短期)	2,314	2,314	—
(4) 長期借入金	597,900	578,845	△19,054
(5) リース債務(長期)	9,257	9,578	321
負債計	1,626,314	1,607,581	△18,733

注 1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価については、取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 1年内返済予定の長期借入金並びに(3) リース債務(短期)

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金、並びに(5)リース債務(長期)

長期借入金及びリース債務(長期)の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	101,441

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

3 借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
1年内返済予定の長期借入金	171,240	—	—	—	—	—
リース債務(短期)	2,314	—	—	—	—	—
長期借入金	—	207,240	207,240	127,420	56,000	—
リース債務(長期)	—	2,314	2,314	2,314	2,314	—
その他の有利子負債	—	—	—	—	—	—
合計	173,554	209,554	209,554	129,734	58,314	—

11. 賃貸等不動産の注記

当社及び一部の連結子会社では、石川県において賃貸用駐車場及び工場（土地を含む）を有しております。平成24年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は58,740千円であります。

賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末 の時価
当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計年度末 残高	
111,145	△2,341	108,803	650,933

(注1) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度増減額は、主な増加額は建物の資本的支出であり、主な減少額は減価償却であります。

3. 時価の算定方法

当期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価書」に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）によっております。その他の物件については、土地は適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いた金額により、建物等の償却性資産は連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

12. 税効果会計の注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
繰越欠損金	457,906	千円
未払賞与等・賞与引当金	25,077	
未払事業税	649	
退職給付引当金	196,357	
役員退職慰労引当金	8,518	
貸倒引当金繰入超過額	1,683	
減損損失	23,853	
資産除去債務	34,992	
その他	42,746	
繰延税金資産小計	791,786	
評価性引当額	△747,887	
繰延税金資産合計	43,898	
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	△62,217	
資産除去債務に対応する除去費用	△19,129	
その他有価証券評価差額金	△90,442	
繰延税金負債合計	△171,789	
繰延税金負債の純額	△127,890	

法定実効税率と税効果会計適用後の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.4	%
(調整)		
評価性引当額の増減	△52.6	
税率変更による期末繰延税金負債の減額修正	△20.5	
役員賞与の損金不算入額	2.5	
住民税均等割等	3.7	
税額控除	△8.0	
その他	2.0	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△32.5	

(追加情報)

法人税等の税率の変更による影響

平成 23 年 12 月 2 日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 114 号）及び「東日本大震災からの復興の

ための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 117 号)が公布され、平成 24 年 4 月 1 日以降に開始する連結会計年度から法人税率が引き下げられ、また、一定期間内、復興特別法人税が課されることになりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の 40.4%から 35.4%に段階的に変更されます(平成 24 年 4 月 1 日開始連結会計年度より 3 年間は 37.8%)。

この税率変更により、繰延税金資産(純額)が 2,445 千円減少し、繰延税金負債(純額)が 23,014 千円減少し、法人税等調整額(貸方)が 7,741 千円増加し、その他有価証券評価差額金が 12,828 千円増加いたします。

13. 1 株当たり情報の注記

(1) 1 株当たり純資産額	284 円 56 銭
(2) 1 株当たり当期純利益	5 円 53 銭

14. 重要な後発事象の注記

該当事項はありません。

II. 個別注記表

[貸借対照表及び損益計算書及び株主資本等変動計算書の注記]

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- | | |
|----------------|--|
| 子会社株式及び関連会社株式… | 移動平均法による原価法 |
| その他有価証券 | |
| 時価のあるもの…………… | 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理) |
| 時価のないもの…………… | 移動平均法による原価法 |
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
- | | |
|--------------|---------------------------------|
| 製品、仕掛品…………… | 総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) |
| 原材料、貯蔵品…………… | 移動平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) |
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- | | |
|-----------------|---|
| 有形固定資産 | |
| (リース資産を除く)…………… | 建物は定額法、建物以外は定率法
また、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち償却可能限度額までの償却が終了しているものについては、残存価額を5年間で均等償却する方法によっております。 |
| 無形固定資産 | |
| (リース資産を除く)…………… | 定額法
なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 |
| リース資産…………… | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 |
- (4) 引当金の計上基準
- | | |
|----------------|---|
| 貸倒引当金…………… | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 退職給付引当金…………… | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。 |
| 役員退職慰労引当金…………… | 役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 |

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

該当事項はありません。

3. 追加情報

(1) 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（企業会計基準第 24 号 平成 21 年 12 月 4 日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 24 号 平成 21 年 12 月 4 日）を適用しております。

4. 貸借対照表の注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	12,414,168 千円
(2) 関係会社に対する短期金銭債権	5,061 千円
(3) 関係会社に対する短期金銭債務	160,850 千円
(4) 期末日満期手形の会計処理	

当事業年度末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

	当事業年度 (平成 24 年 3 月 31 日)
受取手形	23,818 千円
支払手形	116,500 "

5. 損益計算書の注記

(1) 関係会社との取引高	
仕入高	401,925 千円
営業取引以外の取引高	90,394 千円
(2) 事業再編損	

事業再編損の内訳は次の通りであります。

	当事業年度 (自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)
特別退職金	130,407 千円
移設撤去費用	205,738 "
たな卸資産処分損	7,853 "
合計	343,999 千円

6. 株主資本等変動計算書の注記

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	29,810	2,254,100	—	2,283,910

増加数の内訳は次の通りであります。

平成23年6月29日開催の株主総会決議に基づく自己株の取得	1,870,000株
平成23年9月30日開催の取締役会決議に基づく自己株の取得	298,000株
平成24年1月31日開催の取締役会決議に基づく自己株の取得	84,000株
単元未満株の買取	2,100株

7. 税効果会計の注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	429,158 千円
未払賞与等	19,529
退職給付引当金	169,230
役員退職慰労引当金	4,358
未払事業税	845
貸倒引当金繰入限度超過額	1,512
減損損失	23,853
資産除去債務	32,795
その他	27,194
繰延税金資産小計	708,477
評価性引当額	△708,477
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△62,217
資産除去債務に対応する除去費用	△19,129
その他有価証券評価差額金	△90,351
繰延税金負債合計	△171,698
繰延税金負債の純額	△171,698

法定実効税率と税効果会計適用後の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.4 %
(調整)	
評価性引当額の増減	△126.5
税率変更による期末繰延税金負債の減額修正	△54.1
役員賞与の損金不算入額	7.7
住民税均等割	6.6
税額控除	△10.7
その他	7.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△129.3

(追加情報)

法人税等の税率の変更による影響

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得

税法等の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 114 号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 117 号）が公布され、平成 24 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から法人税率が引き下げられ、また、一定期間内、復興特別法人税が課されることになりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 40.4%から 35.4%に段階的に変更されます（平成 24 年 4 月 1 日開始事業年度より 3 年間は 37.8%）。

この税率変更により、繰延税金負債（純額）が 23,006 千円減少し、法人税等調整額（貸方）が 10,186 千円増加し、その他有価証券評価差額金が 12,819 千円増加いたします。

8. リース取引の注記

リース取引開始日が平成 20 年 3 月 31 日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額	減価償却累計額 相当額	期末残高 相当額
工具、器具及び備品	21,168 千円	15,624 千円	5,554 千円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1 年内	3,024 千円
1 年超	2,520 千円
合 計	5,544 千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	3,024 千円
減価償却費相当額	3,024 千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

9. 関連当事者との取引の注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
法人 主要 株主	旭化成 せんい株式 会社	大阪市 北区	3,000	各種繊維 の製造加 工・販売	(被所有) 直接 —	繊維製品の 染色加工	受取補償金 自己株式の 取得	350,000 200,090	—	—

(注) 1. 受取補償金については、協議の上締結した契約書に基づいております。

2. 平成 23 年 6 月 29 日開催の定時株主総会にて、「特定の株主からの自己株式取得の件」が決議され、旭化成せんい株式会社から、平成 23 年 9 月 9 日に自己株式を取得しています。これに伴い同社は主要株主ではなくなりました。

なお、取得価額は、平成 23 年 6 月 30 日における大阪証券取引所市場第二部における当社株式の売買取引の最初の成立価格（107 円）によっております。

(2) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼 任等	事業上 の関係				
子会社	株式会社 ソーコ流通サ ービス	金沢市 古府南	40	倉庫業 包装梱包 業	所有 85.8	1名	倉庫業 包装梱包 業	保管業務 委託	292,307	未払金	102,080
子会社	コーコク 機械株式 会社	金沢市 古府南	10	機械製造 修理業	所有 100.0	1名	機械製 造 修理業	機械製造 修理委託	70,962	未払金	54,665

(注) 保管業務委託及び機械製造・修理販売については、近隣の取引実勢を勘案し、双方協議の上決定しております。なお、取引金額に消費税等は含まれておりませんが、期末残高には消費税等が含まれております。

10. 1株当たり情報の注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 214円40銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 4円82銭 |

11. 重要な後発事象の注記

該当事項はありません。